

# 青森県英語教育改善プラン

## 実施内容

## (1) 英語教育の状況を踏まえた目標

※令和2年度の英語教育実施状況調査は中止となったため、現状は令和元年度英語教育実施状況調査の結果に基づく。

## ①CAN-DOリスト形式による学習到達目標の設定、公表の状況、到達度の把握

現状では、高等学校では設定100%、公表46%、到達度の把握53%、中学校では設定98%、公表8%、到達度の把握27%である。公表及び達成状況の把握の割合が依然として低いことが課題である。公表の状況を改善するためには、高等学校においてはシラバスにおける評価規準の公表と組み合わせたり、学校ホームページを活用してリストを公表するなどといった手法の活用を推進することが必要である。中学校においては、リストを公表することの意義・必要性についての理解を深め、具体的な公表の手法について情報共有することが望まれる。達成度の把握の割合が低い要因としては、CAN-DOリストにおける到達目標の設定及び指導と評価が一体となった年間指導計画の作成や、その先の単元計画に反映させる授業づくりの手法についての認識が十分でないということが考えられる。高等学校・中学校ともに令和2年度までの設定・公表・達成状況の把握の目標値各100%を維持し、令和3年度は全ての項目において100%を目指すこととする。

## ②生徒の授業における英語による言語活動時間の割合

現状では、高等学校は41%、中学校は66%である。中学校においては経年で上昇してきたのに対し、高等学校においては平成26年度から平成27年度にかけて下降し、その後年々緩やかに上昇しているが、依然として目標値との隔たりが大きい。要因としては、言語活動の定義や授業における位置付けに関する理解が十分でないこと、実際に言語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合う等の学習活動の必要性、「英語を使って何ができるか」を明確にした目標設定の在り方等についての認識が十分でないこと、言語活動を通して指導する授業作りが不十分であり、依然として説明やドリル学習の授業が行われている実態があることが考えられる。高等学校における目標値は、令和3年度75%以上、令和4年度80%以上とする。中学校における目標値は、令和3年度及び令和4年度は80%以上とする。

## ③パフォーマンステストの実施状況

現状では、高等学校におけるスピーキングテストの平均が年間1.2回、ライティングテストの平均は年間1.9回で、中学校はスピーキングテストの平均が年間3.3回、ライティングテストが年間2.5回である。中学校においては平均して学期に1回程度行われているのに対し、高等学校においては年間で平均して1回程度しか行われておらず、パフォーマンステストの実施が定着している学校、ようやく実施を開始した学校、未だ実施に至っていない学校に分かれている。パフォーマンステストの実施状況が徐々にではあるが改善されている一方で、パフォーマンステストが学習到達目標の達成状況を把握するためのものであるということに依然として多くの英語担当教員が理解していないことが考えられる。パフォーマンステストを実施しない理由として、授業の進度を意識するあまりパフォーマンステストに時間を割くことに不安を感じることで、評価に多大な時間と労力を要することが懸念されるということが教員からあげられており、そうした不安を解消するためには、年に複数回のパフォーマンステストを実施している学校の実践例や評価方法等について、県全体で継続して情報共有を推し進める必要がある。高等学校における目標値は、令和3年度及び令和4年度はスピーキング、ライティングとも平均で年間5回とする。中学校における目標値は、令和2年度までの目標値を据え置き、令和3年度から令和4年度にわたり平均で年間5回を目指すこととする。

## ④英語担当教員の授業における英語使用状況

現状では、高等学校は31%、中学校は60%である。中学校においては着実に割合が上昇しているのに対し、高等学校においては年ごとに上下動の変化が激しい状況にある。教員が生徒の理解の程度に合わせた英語を用いた授業展開をし、英語を使う環境を設定することや、教員自らが英語使用者として生徒のモデルとなり、授業が実際のコミュニケーションの場となるような授業づくりを実践することの重要性に対する認識が十分でないこと、生徒が学習事項を

十分に理解できるよう、日本語による文法事項等についての丁寧な説明及び問題演習に多くの時間を費やしている教員が依然として多いことが要因として考えられる。特に高等学校において、学習指導要領に記載されている「授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。」という概念が実行に移されておらず、「生徒が英語を英語のまま理解したり表現したりすることに慣れるような指導の充実を図る」という意識が希薄であると思われる。これらの考え方は新学習指導要領においても指導の場面において中核をなすものであるため、英語教員の抜本的な意識改革が必要である。高等学校における目標値は、令和2年度の目標値100%を今後も維持し、達成に向けて働きかけを行う。中学校においても同様の展開を目指し、令和3年度以降は100%を目指すこととする。

⑤求められる英語力を有する英語担当教員の割合（英検準1級程度以上）

現状では、高等学校は78%、中学校は29%である。平成26年度から実施してきた英語検定準1級以上の受験料補助とともに、平成28年度から開始した外部検定試験（平成28年度～令和元年度：TOEIC-I P）の受験を組み入れた研修を継続することで、外部検定試験の受験機会を増やし、担当教員の英語によるコミュニケーション能力の向上を目指してきた。高等学校においては割合が着実に上昇し、令和元年度は目標値を上回った。一方、中学校においては年々僅かに上昇しているが、日常的に指導に要する語彙や取扱う教材が一定の範囲であるということもあり、ほぼ横ばいの状態である。求められる英語力を有する英語担当教員の割合は、英語担当教員の授業における英語使用状況と密接に関係しており、教員自身が生徒に対する英語使用のモデルを示すべき立場にあること、目的や場面設定を意識して生徒が授業の中で自然に英語を使用する環境を整えること、日本語による説明を介さずに英語を活用した授業進行によって学習事項の理解を促す指導技術の確立の重要性に対する認識を高めることで、英語担当教員が自己の英語力を向上させる自発的な取組を促すことが必要である。高等学校における目標値は、令和3年度は85%以上、令和4年度は90%以上とする。中学校においては、令和2年度までの目標値である50%以上を据え置き、令和4年度まで目標値を維持しつつ、令和3年度での達成を目指すこととする。

⑥求められる英語力を有する生徒の割合

（中学校3学年は英検3級程度、高等学校3学年は英検準2級～2級程度）

現状では、高等学校は42%、中学校は39%である。高等学校はほぼ横ばいであり、一方中学校はゆるやかに割合が上昇を続けているが、依然として高等学校・中学校ともに目標値に達していない。4技能の総合的な育成を目標に、生徒の英語力向上に資する英語検定をはじめとした外部検定受験を一層奨励する。更に、求められる英語力を有すると思われる生徒の割合を把握する精度を向上させることが必要であり、そのために、CAN-DOリストや年間学習計画に基づいた、指導と評価の一体化を目指し、教員が生徒の英語力を適切に評価する力を養う。また、各校における、目的、場面、状況を明確にした上で生徒自身の考えや気持ちを伝え合うような言語活動の充実と、生徒自らが英語力を高めようとする主体性の育成を実現できる授業づくりの実践が必要である。高等学校・中学校ともに目標値に達していないことから、令和2年度までの目標値である50%以上を据え置き、令和4年度まで目標値を維持しつつ、令和3年度での達成を目指すこととする。

(2) (1)の目標を達成するための取組

【施策の全体像（各項目の課題の改善に向けた取組）】

①CAN-DOリスト形式による学習到達目標の設定、公表の状況、到達度の把握

学習到達目標の設定については概ね達成されているが、新学習指導要領の趣旨に即した内容となっているかについては、内容を精査した上で適切に指導・助言する必要がある。公表については、生徒・保護者に対して説明責任を果たし、各校において負担が少なく実効性の高い方法で公表を行うことができるよう、学校ホームページやシラバスへの掲載等、具体的手法についての例示をより明確に行う。達成状況の把握については、到達目標の適切な設定と適正な規準に基づく評価によりPDCAサイクルを機能させ、授業改善及び生徒の英語力向上につなげるよう、研修

会を通して県内先進校や研修協力校の事例を共有し、協議の場を設けたり、関係校に個別に働きかけるなどする。

#### ②生徒の授業における英語による言語活動時間の割合

「学んだことをいかに使うか」という授業づくりの視点から、各校における授業改善を促進し、更に生徒の言語活動の時間が伸びるような授業づくりについて、研修会や学校訪問指導等の機会を活用しながら啓発することが必要である。県総合学校教育センターでの講座等に加え、特に、高等学校においては、ディベート・ディスカッションや発信型の授業モデルについてワークショップ等を開催し、生徒の英語による言語活動の充実を図る。その際、言語材料の定着を促すには、学習した事項を用いてアウトプットを行う言語活動を行うこと、及び既習事項が繰り返し活用される場面を提供することが不可欠であることを周知し、言語活動を中心とした授業が展開されるよう訴える。

#### ③パフォーマンステストの実施状況

生徒の英語運用能力や意欲を向上させるパフォーマンステストの具体的事例を各学校に紹介することで、パフォーマンステストとは生徒が自己の英語運用能力の伸長を自覚でき、英語の学習に対する自発的な取組を促す機会の創出につながるという意識を英語担当教員に浸透させ、パフォーマンステストの実施状況の改善につなげるよう、以下の取組を実施する。

これまでの研修協力校の研究成果（パフォーマンステストを始めとする評価法に焦点を当てた授業モデルの開発）等を、研修協力校における研究協議会等を通して全県に波及させる。また、県教育委員会、県高等学校教育研究会外国語部会、各地区の中学校教育研究会外国語部会、英語教育推進リーダーとの間で緊密な連携を図り、県高等学校教育研究会外国語部会研究大会や中学校教育研究会外国語部会研修会等におけるワークショップ、県総合学校教育センターにおける研修等の機会を活用して、パフォーマンステスト及び評価について継続的に研修機会を設け、実施形態や評価の手法等について県内英語教員間で十分な情報共有につなげ、パフォーマンステストの実施回数が着実に増加するように働きかける。

#### ④英語担当教員の授業における英語使用状況

英語担当教員が、英語使用者及び英語学習のモデルであるという意識を高め、生徒の実態に応じた英語を多用し授業を行うことで、生徒が英語に触れる機会が増え、英語による言語活動が充実する。学校訪問指導の際に、互見授業や英語力向上のための自己研鑽を奨励する。特に、互見授業等をきっかけとした担当教員間の密な連携を目的として、外部講師を招いての指導力等向上研修、大学教授や英語教育推進リーダーを講師とする英語コミュニケーション能力向上研修を通して、英語による授業のノウハウの蓄積・共有と実践を図る。

#### ⑤求められる英語力を有する英語担当教員の割合（英検準1級程度以上）

英語による指示や導入に留まらず、生徒とのやり取りや内容を重視したインタラクションの質的向上に向け、英語担当教員自身の英語力向上は必要不可欠である。中学校における割合を向上させるためには、中学校の教員においても、指導する言語について広範な知識を有していること、豊かな表現力を有していることが、生徒の英語コミュニケーション能力向上のための指導を行う上で重要な要素であるということを、英語担当教員に周知することが必要である。これまでの研修等の取組を継続しつつ、積極的な外部検定試験受験を促すと同時に、教員自ら自己研鑽に励み常に自己の英語力向上に向けた取組を継続するよう、各種研修会、協議会等の機会を活用して意識の向上を図る。高等学校においては今後段階的に目標値を引き上げることから、達成割合の更なる上昇が必要である。文法の説明など、これまで日本語に頼っていた指導を、英語によるコミュニケーションの中で体験的に理解させる授業に改善を図り、生徒の実態に応じ、日本語を介さず、授業を英語で進める力を高めるために、今後も継続して教員の英語力を高めるよう働きかけることが必要である。学校訪問指導、各種研修会、協議会、県高等学校教育研究会外国語部会研究大会等の機会を活用し、教員の英語力向上が、生徒に対して英語使用のモデルを示す際や言語活動時の支援の際に有益であることを伝え、英語検定受験料補助制度の積極的活用と意識啓発を促し、求められる英語力を有する教員の増加を目指す。

## ⑥求められる英語力を有する生徒の割合

生徒の4技能を総合的にバランス良く育成することができるよう、指導と評価について改善を促す。生徒の能力を適切に把握するために、外部検定試験を積極的に活用するよう働きかけるとともに、英語担当教員が生徒の英語力を適切に見取る力を高めるよう、評価規準の適切な設定及び運用についての実践力を高める。教員が英語で授業を行うことを基本とし、言語活動の充実を図るなどの授業改善を継続的に行うことによって、生徒に実践的な英語力を身に付けさせるとともに、パフォーマンステストの実施方法や評価方法の工夫について、研修や学校訪問指導等の機会を通じて指導・助言を行う。教員が生徒の英語力を適切に把握する資質や自己の英語力についての生徒の自己判断力の向上を目指し、青森県版「CAN-DOリスト」の形式で技能別に設定した学習到達目標を用いた達成状況の把握の割合を向上させるよう働きかけを行う。生徒の英語力向上には教員の指導力及び英語力が充実していることが必須条件であるため、学校訪問指導、各種研修会、協議会等の機会を活用し、これらの力を育成するための自己研鑽や研修会等への積極的参加を求める。

## 【具体的な計画】

## ①小学校外国語・外国語活動研修講座

(6月、小学校教員対象 県総合学校教育センター)

東京学芸大学教授 粕谷恭子氏による講義を通して、子どもの学び方に合わせた外国語・外国語活動の指導の在り方について考える。また、演習により指導を進めていくうえで必要な、基礎的な知識や効果的な指導法について理解を深める。研修の評価については、アンケートを実施する。

## ②高等学校英語科言語活動実践講座

(6月、高等学校教員対象 県総合学校教育センター)

弘前大学助教 横内裕一郎氏による講義や演習を通して、新学習指導要領の実施に向けた授業改善の視点から、話すこと[やり取り]に焦点を当てた言語活動の充実について考えるとともに、ディベート及びディスカッションの効果的な活用法と留意点を学ぶ。また、学校全体で実施できる活動の作成を通して、多様な指導法や評価方法についての理解を深める。アンケートにより研修の評価を行う。

## ③英語コミュニケーション能力向上研修

(8月、中学校、高等学校教員対象、県総合学校教育センター)

TOEIC-IP受験と教員のコミュニケーション能力や教科指導力の向上に向けての講座を研修に組み入れた、中学校、高等学校教員の合同研修を通し、県全体の外国語担当教員の英語力向上を図る。また、英語教育推進リーダーによる詳細な実践発表等を通して、小中高連携に関わる現状と課題や「各学校段階の学び接続を意識した英語教育」という視点を共有し、大学教授(予定)からの指導・助言をもらう。また、アンケートにより研修の評価を行う。

## ④高等学校英語指導法改善講座

(8月、高等学校教員対象、県総合学校教育センター)

上智大学外国語学部教授 和泉伸一氏による講義や演習を通して、新学習指導要領の基本方針を理解し、これまでの英語指導を振り返る。生徒のコミュニケーションを図る資質・能力を育成する、統合的な言語活動を取り入れた指導法を学び、授業改善に向けた取組を目指す。また、アンケートにより研修の評価を行う。

## ⑤中学校英語指導法研修講座

(9月、中学校教員対象、県総合学校教育センター)

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程調査官山田誠志氏による英語教育法と言語活動等の研修を通して、学習指導要領の趣旨に即した指導の改善について考える。また、学習状況調査や、高校入学者選抜学力検査等の結果についても分析的に考察し、指導の改善に役立てる。研修の評価については、アンケートを実施する。

## ⑥中学校英語授業づくり研修講座

(10月、中学校教員対象、県総合学校教育センター)

信州大学教授 酒井英樹氏による講義・演習を通して、英語科における、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業づくりについて考える。また、新学習指導要領に基づいた、子どもの資質・能力を高める授業づくりについて理解を深める。研修の評価については、アンケートを実施する。

⑦外国語指導助手指導力等向上研修

(12月、ALT及びALT担当教員等、県総合学校教育センター)

大学教授等の講師(未定)による講義・演習や外国語指導助手と小学校・中学校・高等学校の外国語(活動)担当教員合同のワークショップ、各教員による事例発表及び小中高の連携についての研究協議等を行う。また、アンケートにより研修の評価を行う。

⑧小学校外国語活動・外国語科担当教員、英語専科指導教員研究協議会

(教育事務所ごとに年1~2回開催)

各小学校で外国語活動・外国語科の指導に当たる教員(英語教育推進リーダー含む)及び英語専科教員が、外国語活動・外国語科の指導等に係る現状と課題について協議し、各地区内において情報を共有することを通して、各校における授業改善等に資する。

⑨小・中学校外国語教育充実支援訪問

(随時)

県内各校で新学習指導要領の内容に基づく授業づくりを推進するために、各教育事務所指導主事及び県教育庁学校教育課指導主事により、要請があった小・中学校に対して支援訪問を実施し、外国語活動・外国語科の指導等に係る現状と課題について指導・助言を行うことにより、各校における外国語教育の指導の充実を図る。

⑩青森県中学校英語教育推進教師育成研修会

(計年4回)

県総合学校教育センターにおける集合開催(2回)とオンライン開催(2回)により、本県中学校において外国語教育を推進する上で、次世代の中核的な役割を担う若手教員を青森県英語教育推進教師として育成する。研修会に参加した教員が指導する生徒の英語力の推移を検証・把握することにより効果測定を行う。

⑪研修協力校における研究協議会

(6月・9月・2月(いずれも予定)、令和3年度研修協力校(高等学校予定))

授業公開や合評会、研究協議等を通して、スピーキング活動等のアウトプットを重視した授業モデルの県全体への普及を目指し、多様な活動事例及び指導のプロセスを共有する。運用レベルでの定着へ導くための多様なアウトプット活動の実践事例、主体的・協働的な学びを実現するためのペアワークやグループワークの事例、発信力強化の基盤となる中学英文法の定着や小中高接続を意識した指導のあり方、CAN-DOリストで設定した目標の達成状況を把握するためのパフォーマンステストの実施方法や評価手法等について協議する。大学教授等の有識者から指導・助言をもらう。また、アンケートにより研修の評価を行う。

⑫青森県版英語教育推進リーダー育成プロジェクト

(6月~2月、高等学校教員対象、県総合学校教育センター)

県の重点事業「グローバル社会を主体的に生き抜く人財育成事業(令和2年度~令和3年度)」において標記プロジェクトを実施する。県内6地区から選出され、令和2年度に標記プロジェクトのメンバーとして研修受講対象者であった高等学校英語教員17名により、6月~2月に渡り、月1回の研究協議会を計8回実施する。受講者は令和2年度の研修内容に基づく日々の授業実践・授業改善を通して、研究協議会において技能統合型指導による実践的英語コミュニケーション能力の育成を図る技能統合型言語活動の指導実践事例を蓄積する。2月に県内高等学校英語教員に対し研究成果報告会を実施し、2年間の研究成果について発表するとともに、指導実践例の共有を図り、県全体の英語指導力向上に取り組む。

⑬小学校教員新規採用者に占める一定の英語力を有する者の割合を向上させるための取組

教員採用試験において、小学校受験者で中学校又は高等学校教諭の「英語」の普通免許状を

有する者を加対象とする。県教育委員会が掲げる小学校教員新規採用者に占める一定の英語力を有する者の割合の各年次目標の達成に向けて、教員採用試験における加点制度について県教育委員会ホームページへの掲載により情報発信を行ったり、教員採用試験担当課による教員養成を行っている大学への訪問の際、本県の教員採用試験制度について大学生に直接説明を行い、加点制度の周知を図る。また、大学訪問の際には、小学校教員免許状取得を目指す学生に対する英語免許状取得の促進について働きかけていく。一定の英語力を有する者の割合を増やすために、他県の取組も参考にしながら、引き続き教員採用試験の実施方法等について検討していく。平成26年度から中学校・高等学校の外国語担当教員（教諭及び臨時講師）の外部検定試験（実用英語技能検定第2回及び第3回検定試験）の受験料を補助してきたが、令和3年度以降は小学校教員に対しても受験料補助を行い、小学校教員としての新規採用を目指す者（臨時講師）も含めて英語力向上を支援する。

【各種取組実施に係る留意事項】

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合開催の事業については以下の事項を徹底する。
  - ・マスク着用での参加や体調不良者の参加見送りを求める事前連絡
  - ・参加者及び運営者の健康状態の把握、受付時の検温
  - ・手指消毒の徹底
  - ・適切なソーシャルディスタンスを確保できる使用会場と参加人員の設定
  - ・会場における継続的、もしくは定期的な換気
- ②オンライン開催が可能である取組については積極的に導入を検討し、新型コロナウイルス感染リスクの排除や、遠方への移動を伴わないことによる業務上の負担軽減を図る。

(3) (2) を実施する体制の概要



